

熊取町への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

(回答)

本町では、熊取町就労支援センターを設置し専門コーディネーターによる相談事業を実施するとともに、就労希望者向けの能力向上のための講座を開催するなど、雇用・就労に関する事業を展開しています。

また、高石以南の市町で組織する阪南自治体労働行政協議会において就労対策セミナーを実施し、職業訓練への誘導を基本としたセミナーの開催も予定しています。

今後も引き続き、大阪府やハローワークなど労働関係機関との連携を図りながら、就労支援に取り組んでいきます。
(にぎわい創造課)

(2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも連携させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(回答)

大阪府や関係機関と連携し情報提供に努めるとともに、本町地域就労支援センターにおいては、南大阪若者サポートステーションと連携を図りながら就労支援を行っています。また、ハローワークをはじめとする関係機関との連携を深め、取り組みを強化したいと考えています。

(にぎわい創造課)

障がい者の就労については、ハローワークをはじめ、障がい種別ごとに委託している相談支援事業者や泉州南障害者就業・生活支援センターと連携・協力しながら本人の意欲等に応じた支援に努めます。
(福祉課)

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行う

こと。

(回答)

法令の趣旨を鑑み適正な周知を図るとともに、広報紙をはじめ各種媒体を通じて啓発活動に取り組んでいきます。(にぎわい創造課)

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体にあつては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

・ の総合評価入札制度については、本町の施設清掃業務を中心に検討を進めているところです。また、すでに同制度を導入している他自治体では施設自体大規模なものが多く、本町のような小規模施設で導入が可能であるかどうか、また関係部局の十分な連携のため庁内会議を開催するなど、制度の導入について引き続き検討を行います。

また、建設工事等への導入については、平成20年度に抜本的な入札制度改革を行ったところであり、今後、前述の取り組みや他自治体の状況等も踏まえながら検討したいと考えます。

の公契約条例については、国・府からの本格的な情報提供がなく、現時点では、主にインターネット等からその情勢などを把握する程度に止まっている状況であり、今後、国・府のほか府内自治体等の趨勢を注視していきたいと考えています。(契約検査課)

の最低賃金に関しては、今後とも広報等を通じて周知に努め、啓発を図っていききたいと考えています。(にぎわい創造課)

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

時代の移り変わりとともにライフスタイルも変化しています。こうした状況を踏まえ、市町村が果たすべき役割を考慮し、対策について検討していきます。(にぎわい創造課)

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

本町では零細企業が圧倒的多数であり、技術力や商品企画力・新製品開発力の強化など多くの課題を抱えています。このような状況のもと、今後も産・官・学の一層の協力・連携が必要と考えています。
(にぎわい創造課)

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

本町の立地条件等を考慮し、より有効な施策を検討していきます。
(にぎわい創造課)

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

地域の実情やニーズを把握しつつ、本町の財政状況を念頭に置きながら、法令・規則に基づいて検討を進めていきます。
(にぎわい創造課)

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

下請け二法や下請けガイドラインについては、広報紙をはじめとする各種媒体を通じて啓発活動に取り組み、下請け事業者の利益保護や育成のため公正取引の確立に努めます。

(にぎわい創造課)

3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

平成18年12月に策定した「第1次行財政構造改革プラン・アクションプログラム」では、平成18年度から21年度の4ヶ年において取り組む具体的な改革内容やその工程と効果額、改革による改善後の収支推計等を明示しており、行財政改革の目標達成に向けた取り組みを明確化しております。

アクションプログラムの策定については、適宜、町の広報等においてできるだけ分かりやすく住民等に周知してきましたが、策定後についても同様に、毎年度の取り組み実績(進捗状況)を、町広報等を通じて住民等に分かりやすく周知するように努めています。(企画財政課)

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向ではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

現在、「第3次総合計画」に掲げる「住民が主役となったまちづくり」の実現に向け、「(仮称)熊取町協働憲章」を、平成22年3月策定を目標に、住民公募の委員等で構成された「協働のまちづくり会議」を中心に住民の意見募集も経ながら協議・検討を進めています。

今後、「(仮称)熊取町協働憲章」のもと、本町行政に参画しやすい環境づくりを進めるとともに、様々な協働形態の活用についても検討していく予定です。

(にぎわい創造課(協働推進グループ))

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するのかを明確にすること。

(回答)

大阪府では本年3月に「大阪発“地方分権改革”ビジョン」を策定し、平成22年度から3ヶ年をかけて府内全市町村に特例市並みの権限移譲を進めることとされております。そして、7月には「特例市並みの権限移譲に向けた基本的な考え方」が示され、その権限移譲の実施計画の取りまとめに向け、現在府と協議を進めているところです。

本町としては、府の財政・人的支援策や広域連携の手法等を踏まえつつ、現在鋭意取り組んでいる行財政改革や移譲によるメリット、組織・人員体制等を十分に考慮して移譲の可否を検討しています。

今後も、府に対して、支援策のより一層の充実や広域連携に関する積極的な支援等を要望するとともに、あくまで町行政の現状に基づいた移譲となるよう協議を進めます。(企画財政課)

(3) - さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(回答)

今回の権限移譲は、府から市町村への一方通行的な事務移譲ですが、本来であれば、現在府と市町村が担っている行政事務の中で、効率性や地域住民等へのメリットなどの視点からどの事務を府と市町村が担うべきかを再整理し、市町村が担うことが適切と判断される事務について移譲されるべきと考えます。

今後、地方分権や事務移譲が進展するに際しては、市町村の現状に十分配慮し、府と市町村の双方向での分権となるよう協議を進めてまいります。(企画財政課)

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

国の直轄事業負担金の廃止につきましては、地方分権の円滑実施という観点で国と地方の適正な機能分担を推進しその財源の充実・確保を図ること、また、地方行財政の安定運営のためには、地方税・地方交付税等の地方一般財源の確保は重要であることを、本町としてもすでに、国の平成22年度予算編成に向けて大阪府町村長会を通じて要望を行っております。(企画財政課)

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

本町の「施策マネジメント」は、Plan(計画:実施計画・財政計画の作成)・Do(実施:各年度の町政運営方針、予算編成に基づく事業の実施)・Check(評価:行政評価の公表)・Action(改善:実施計画・財政計画の見直し、行政改革への反映)のサイクルによって運営しており、本町の行政評価制度は、各施策の成果や投入コストを分かりやすく整理・評価し、その結果を広く公表していくことをめざしています。

行政評価の結果については、住民代表や学識経験者等で構成する「行政改革推進懇話会」等への報告や町の広報・ホームページ等での公表を行い、住民など幅広い方から意見を求めていきたいと考えております。(企画財政課)

4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者(医師・看護師など)の復職環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(回答)

現在、近隣市町と連携し休日診療所の開設や泉州医療圏内の二次救急医療機関に対し支援をし、救急医療体制の確保に努めています。また、泉州広域母子医療センターを開設し、ハイリスク分娩に対応しているところです。

泉州地区の地域医療連携体制については、泉州医療協議会や小委員会である泉州圏域脳卒中地域連携クリティカルパス検討小委員会のメンバーとして連携を図っているところです。

看護師に対しては、地域の看護職の安定供給を図るために、泉佐野泉南医師会立看護高等専修学校に補助するとともに、泉州広域母子医療センターの看護師募集を広報に掲載するなど確保に努めているところです。(健康課)

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

国の経済危機対策により設けられた介護職員処遇改善交付金により、府で介護職員処遇改善等

臨時特例基金が設置されております。本町といたしましても、この基金が確実に介護職員の処遇改善につながるようサポートし、積極的にこの事業に協力していくよう努めてまいります。

(高齡介護課)

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

障害福祉サービス提供基盤の整備や利用者負担のあり方については、泉佐野市・熊取町・田尻町地域自立支援協議会において検討を行うとともに、近隣市町と共同して調査研究を重ね、国・大阪府への要望を行ってまいります。

(福祉課)

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

町では「健康くまとり21」の推進として、健診・相談・教室等すべての保健事業にこころの元気づくりの視点を入れ、休養・睡眠・ストレス解消の方法、困った時には人に相談する大切さなどを啓発しています。

精神保健医療につきましても保健所の役割となっており、町においても住民からの相談等がある場合、保健所・医療機関等に紹介を行っているところです。

また、保健事業は広く一般の住民の方を対象としており、SOSを気軽に相談できる体制については泉佐野保健所や大阪府こころの健康総合センター・医療機関と連携を図っているところです。

(健康課)

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把

握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

市町村における子育て支援は、地域の実情に応じた子育て支援体制となることが重要であると認識しています。このようなことから、本町では地域の状況や課題を把握・分析し、大阪府との連携を図り、「次世代育成支援対策地域行動計画」を策定して子育て支援の充実に努めてまいります。(子ども家庭課)

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

(回答)

小学校への学校受付員(本町では小学校へ配置される警備員等を「学校受付員」と呼称)配置に係る府交付金は平成22年度で終了するため、現在、平成23年度以降のあり方について存廃も含め検討を進めているところです。

また、平成22年度中に、全小学校に登下校管理システム及びモニターカメラを設置するなど、学校安全の充実に努めてまいりたいと考えております。(学校教育課)

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

大阪府教育委員会と連携し、小学校1・2年生での35人学級を維持してまいります。また他学年につきましても、機会を捉えて学級定員の引き下げについて要望してまいります。さらに、算数や国語・数学・英語等において積極的に学級分割による少人数指導に取り組んでまいります。

キャリア教育につきましては、小学校での生活科や社会科における地域学習や、中学校での職業体験や介護体験などをはじめとして、小・中学校9年間を見通した指導の充実に努めてまいりたいと考えております。(学校教育課)

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

就学援助制度については、引き続き保護者への制度の周知を図り、実施してまいりたいと考えております。また、奨学金制度の充実や高校無償化に向け、機会を捉え府・国に要望してまいります。
(学校教育課)

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であることを十分認識しています。本町においては、平成18年3月に子ども相談ネットワーク会議(要保護児童対策地域協議会)を設置し、相談システムについて評価検討する「代表者会議」、研修や啓発活動及び個別ケースの総合的把握を行う「実務者会議」、個別ケースの情報交換や支援方法の検討を行う「個別ケース検討会議」の三層構造で対応しています。

また、保育所・幼稚園・学校・学童保育所等の関係機関ときめ細かい情報交換を行い、迅速・適切な支援が行えるよう努めております。
(子ども家庭課)

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

DV相談の窓口となる人権相談の受け入れ体制について、平成21年度よりこれまで男性の相談員であったのを女性相談員に変更し、女性が相談しやすい体制としたところです。

また、庁内のあらゆる相談事業を実施している担当課が定期的に集まり、連携を図って相談者への支援が円滑に実施できるよう住民相談事業関係課連絡会を平成21年度より立ち上げ、迅速で的確な相談者支援が行えるよう体制整備を行ったところです。また、泉州ブロックの行政で組織するDV被害者支援連絡会を活用した広域的な対応も継続して実施しています。

なお、より専門的な知識が必要となる時は、子ども家庭センターをはじめとした大阪府の関係機関との連携を図り相談者支援に努めるようにしています。

今回の法改正は保護命令の拡充と、市町村に対する基本計画策定の努力義務を定めたものとなっておりますが、計画策定については、府内市町村の状況を見極めながら研究を行っているところです。

また、相談事業や配偶者暴力防止法について、広報をはじめ全戸配布する男女共同参画情報誌

を活用した周知活動を行っているところですが、企業や医療機関が加盟する事業所人権連絡会にも協力を求め、積極的なPR活動を行ってまいります。(人権推進課)

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

平成15年3月に策定した「熊取町男女共同参画プラン」に基づき、現在施策を推進しているところです。担当課だけではなく全庁的に男女共同参画の視点に立った業務を推進するよう、庁内各課に対し当該プランに基づいた調査や意見を定期的に行うとともに、男女共同参画情報誌の全戸配布や男女共同参画講演会や講座の開催をし、住民の方の意識改革にも努めています。

(人権推進課)

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

本町では、「第2期地球温暖化対策実行計画(計画期間:平成19~23年度)」に基づき、公共施設の温室効果ガスの削減に取り組んでいるところであり、今後も引き続き削減に向けた取り組みを進めたいと考えています。

また、住民への啓発・運輸・民生各部門に対しては、「ノーマイカーデー」運動や「アイドリッグストップ」運動をはじめ、本町広報紙やホームページで季節に応じた温室効果ガス削減のための具体的な取り組みを分かりやすく紹介するとともに、「環境教育セミナー」や「環境展」などのイベント開催時においても積極的に普及啓発に努めています。

特に民生部門に対しては、「環境教育セミナー」として町内全小学校の4年生を対象とした温暖化対策やごみのリサイクルに関する環境教育に取り組んでいます。また、例年開催している「環境展」においては、「自転車をこいで発電体験」コーナーや再生エネルギーを利用したエコカーの試乗コーナーを設けるなど、省エネの大切さを楽しみながら学べる内容となっています。

また、平成19年度より「かえっこバザールinくまとり」を開催しており、家庭で使用しなくなったおもちゃなどを「かえるポイント」で交換できるという遊びのお店屋さんを開催し、子どもの世代からモノに対する「もったいない」という精神を楽しみながら育てる環境イベントも実施しております。

(環境課)

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

本町では、リフューズ(発生抑制)、リデュース(減量化)、リユース(再使用)、リサイクル(再利用)の「4R」の取り組みを本町広報紙やホームページで周知啓発しているところです。

また、本町におけるごみのリサイクル率については近年低下傾向にあり、今後より一層のリサイクルの推進が求められております。このため、「熊取町廃棄物減量等推進審議会」における答申を踏まえ、平成21年度から可燃ごみの有料化とあわせてプラスチック製容器包装の資源ごみ収集を導入しており、ごみの減量化やリサイクル率の向上を図ってきたところです。また、「豊かな環境づくり大阪府民会議」と「大阪府リサイクル社会推進会議」が進める「環境にやさしい買い物キャンペーン」や「NO!レジ袋デー」に本町も参画することなどにより、引き続きごみの発生抑制やリサイクル率の向上をめざしたいと考えています。

なお、食料廃棄物の削減につきましては、各家庭から排出される生ごみの削減を図るため、平成20年度より「生ごみ処理機等購入費補助制度」の補助額の増額改定を行い充実を図ったところです。
(環境課)

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

(回答)

本町では、被害想定に伴う大阪府の基準に基づき、非常食をはじめとする備蓄物資を整備しております。

また、2年に1度ではございますが地域住民の皆さんも参加する総合防災訓練を実施し、地域防災力の向上に努めております。

避難場所への誘導標識については一定整備が完了しており、あわせて避難所誘導のための事業といたしまして、「おおさか防災ネット」や町ホームページを通じて避難場所の情報提供を行うとともに、避難場所のほか防災に関する情報を記した防災マップを作成し、全戸配布を行っております。

避難場所の確保ならびに緊急医療体制の整備につきましては、「地域防災計画」の中で必要な事項を定めており、大規模災害が発生した場合においても適切に運用してまいります。

(企画財政課)

(3) - 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

学校校舎の耐震化についてはこれまでも順次対応を進めており、現在耐震化率は80%を超えている状況です。また、平成21年度におきましても残るすべての校舎等の耐震診断を実施しており、さらに、一部体育館の耐震化工事を平成21年度から着手する予定です。今後におきましても着実に耐震化を進め、安全な教育環境の確保に努めてまいります。(学校教育課)

平成19年度に策定しました「熊取町耐震改修促進計画」に則した事業展開を進めるよう努めます。

具体的な施策としまして、平成19年度より耐震診断補助制度の一部を改正し、一定条件を満たす木造戸建住宅においては補助限度額の上限を45,000円とする補助制度を実施しております。また平成21年度より、本町におきましても耐震性が不十分な木造戸建住宅の耐震化を促進するための支援策としまして、耐震改修補助制度を実施しております。

さらに、現在実施しております耐震診断・改修補助制度をより多くの住民の皆様にご利用いただけるよう、広報ならびにホームページで情報提供を行っております。また、住民の皆様に住まいの耐震化に取り組んでいただけるよう、大阪府の支援を受け、耐震改修の講習を受けた建築士をアドバイザーとして自治会や自主防災組織の会合などに無料で派遣し、住宅の耐震化に関する啓発・相談・情報提供を行っております。

これらの広報活動を引き続き実施するとともに、大阪府及び建築関係団体と連携しながら、より身近で安心して耐震化の相談ができる体制を整備してまいります。(まちづくり計画課)

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織(自治会や自警団・夜回り隊など)との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

本町では自主防犯ボランティア団体の活動支援を進めているところで、「地域の安全は地域で守る」という考えのもとに取り組まれる安全パトロール活動等に対し支援するものであり、これらの活動とあわせ警察との連携をさらに充実し、地域防犯対策に努めてまいりたいと考えております。(企画財政課)

子ども見まもり隊の拡充については、町広報紙や地域教育協議会広報紙「METくまとり」を通じての募集の継続などによりボランティアの増加を図ります。また、研修会(年3回程度)や

見守り隊サポーターが中心となって実施する各校区の自主的な会議を充実させることにより、見守り活動の一層の活性化を図ります。

平成21年度には、子どもと保護者・地域・学校が一緒になって各小学校区で安全点検を行いました。その結果をもって「安全マップ」(平成18年度作成)を更新し、全児童・子ども見守り隊等に配布します。
(生涯学習推進課)

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化(大阪府37.0%)が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況(大阪府45.8%)が全国平均(56.8%)を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2(踏切交通実態総点検結果)の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備(鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など)も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

本町におきましては、今後とも大阪府が平成4年10月に策定しました「大阪府福祉のまちづくり条例」(平成21年10月1日改正施行)に則した福祉のまちづくりの施策を進めてまいります。

具体的な施策としまして、開発行為等により新たに設置される都市施設(不特定多数が利用する建築物・道路・公園及び駐車場)ならびにとりわけ公共性の高い都市施設は特定施設として位置付け、大阪府が作成しました「福祉のまちづくり条例設計マニュアル」により、安全で容易に利用できる建築・施設を目標と掲げ、様々な配慮事項や「福祉のまちづくり条例」での「整備基準」、さらに一層の配慮を講じた「誘導基準」を提示・提案し指導を行います。

(まちづくり計画課)

道路交通網の整備に関して、町道の整備については平成20年3月に策定した「第2次道路整備計画」に基づき計画的に推進しているところです。また府道・国道の整備については、(都)大阪岸和田南海線の積極的な事業推進、(都)泉州山手線の早期事業化、国道170号(大阪外環状線)の4車線化、ならびに大久保東交差改良事業の早期事業化を大阪府に対し要望しています。

公共交通網の整備に関しては、平成21年度に町内循環バス検討会議を設置し年度内にバス運行の一定の方向を定め、平成22年度半ばから新たに見直した運行内容によるバス運行をめざします。

公共交通機関利用促進については、広報やホームページを通じて広く住民に対してPR活動を行います。
(道路課)

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法(仮称)の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動も

より一層強化すること。

(回答)

人権侵害に対する救済制度となる法整備について、平成21年度もこれまで同様市長会・町村長会を通じ国へ継続した要望を実施しています。

様々な人権侵害防止のための啓発活動を、大阪府をはじめ関係機関とも連携しながら積極的に図ってまいります。
(人権推進課)

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

終戦記念日前後の約10日間において人権平和パネル展と小中学生が描いたポスター展示を行っているほか、平和について学習できるところへのフィールドワークを実施し、住民の方々の非核平和意識の高揚を図っています。

今後においても積極的な恒久平和に向けた事業展開を実施することとしています。

(人権推進課)